

国民健康保険山城病院組合議会定例会条例

昭和 47 年 3 月 3 日

組 合 条 例 第 1 号

改正 昭和 62 年 3 月 27 日組合条例第 3 号

平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 4 号

国民健康保険山城病院組合議会の定例会の回数は、年 2 回とする。

附 則

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 27 日組合条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。